

令和8年

第3回 東峰村議会臨時会会議録

開会：令和8年4月17日

閉会：令和8年4月17日

福岡県東峰村議会

令和8年 第3回東峰村議会臨時会

招集年月日 令和8年4月17日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和8年4月17日 9時30分
議長 伊藤 均
閉会日時及び宣告 令和8年4月17日 10時 分
議長 伊藤 均

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	和田 将幸	○	2番	樋口 朗	○
3番	佐々木 孝	○	4番	高倉 美紀恵	○
5番	梶原 伯夫	○	6番	高橋 弘展	○
7番			8番	佐々木 紀嘉	○
9番	黒川 隆康	○	10番	伊藤 均	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

9名

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	眞田 秀樹	副村長	野口 善規
教育長	縄田 淳一		
総務企画課長	岩橋 俊典	ふるさと推進課長	梶原 孝司
農林建設課長	前田 薫	災害対策室長	樋口 修一
住民福祉課長	國松 直美	教育課長	前田 光輝

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	古賀 英彦		

村長提出議案の題目

承認第 2号	専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）
承認第 3号	専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）
議案第 25号	普通財産の貸付けについて

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。（会議規則125条）
6番 高橋弘展議員 8番 佐々木紀嘉議員

第3回 東峰村議会臨時会会議録

令和8年4月17日開会
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

開 会	
議 長	<p>おはようございます。 ただ今の出席議員数は、9名です。 定足数に達していますので、令和8年第3回東峰村議会臨時会を開会いたします。 (9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 議事録署名議員の指名を行います。 議事録署名議員は、会議規則第125条の規定により、 6番 高橋弘展議員、8番 佐々木紀嘉議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。 本臨時会の会期は、本日4月17日の1日間としたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、本日1日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。 事務局長 (事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長より議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第4	
議 長	<p>日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 村長</p>
村 長	<p>皆様、おはようございます。 本日、ここに、令和8年第3回東峰村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様方には公私ともご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。 また、日ごろから村政の円滑な運営をはじめ、関係する政策全般につきご理解をいただき、深く感謝を申し上げます。 さて、3月9日に発生いたしました小石原地区の重油流出の件につきましては、周辺の住民の皆様に対しまして、ご心配とご迷惑をおかけいたしました。原因者による油分の除去や撤去や、河川に一部流出が確認されたため、油吸着マットによる拡大防止を行い、水道への取水も緊急に停止いたしました。その影響により一時断水が発生し、ご不便をおかけしましたことを、改めてお詫びを申し上げます。 4月7日現在で流出元からの新たな流出が確認されないことと、水質検査により安全が確認され、油分の検出がなくなったことにより、4月8日に水道の取水を再開いたしました。長期にわたりご心配をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。 それでは、本臨時会に執行部から提出しております、議案等について説明を申し上げます。 本臨時会には、専決処分の承認について2件、普通財産の貸付について1件、計3件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いするものであります。 承認第2号、専決処分の承認を求めること(専決第2号)につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の措置を講ずるため、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会の議決すべき事件につ</p>

	<p>いて特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。</p> <p>承認第3号、専決処分の承認を求めると（専決第3号）につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令等が施行されまして、所要の措置を講ずるため、東峰村税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会の議決すべき案件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるとであります。</p> <p>議案第25号、普通財産の貸付けにつきましては、小石原地区や本村の活性化に資する地域の交流拠点として、宿泊、グランピング、ドッグラン、ペット関連複合施設、レストランなどを運営する事業者に普通財産を貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるとであります。</p> <p>以上、提案理由の概要をご説明申し上げましたが、皆様方には慎重審議いただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げます、私の提案理由の説明といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
議長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議長	<p>日程第5 承認第2号「専決処分の承認を求めるとについて（専決第2号）」 補足説明を担当課長に求めます。 住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>2ページをお願いいたします。 承認第2号「専決処分の承認を求めるとについて（承認第2号）」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めると。 令和8年4月17日提出、東峰村長名でございます。 3ページをお願いいたします。 東峰村専決第2号、専決処分書。 地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村国民健康保険税の条例の一部を改正する条例を専決処分する。 令和8年3月31日、東峰村長名でございます。 理由としまして、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の措置を講ずるため、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するものでございます。 5ページをお願いいたします。 東峰村国民健康保険税条例新旧対照表でございます。 第2条、課税額でございます。 （1）基礎課税額のうち後期高齢者支援金及び介護保険法による介護納付金にあわせまして、新たに子ども・子育て支援法の規定による子ども・子育て支援納付金の納付に対する費用に充てるための国保税の課税とします。 6ページをお願いいたします。 6ページの（4）子ども・子育て支援納付課税額を新たに追加するものでございます。第2項でございます。基礎課税額につきましては、医療分につきましては、当該合算額</p>

を、67万円を上限額として徴収いたします。

それから、第3項、その世帯に属する被保険者のところに、国民健康保険を追加いたします。

第5項です。第1項の子ども・子育て支援納付金の金額につきましては、国民健康保険の被保険者に算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算に、当該世帯に属する18歳以上の世帯、被保険者につきまして、算定した18歳以上の被保険者均等割額を加算した額とします。

ただし、加算後の納付額が3万円を超える額については、子ども・子育て納付金の課税額は3万円といたします。

7ページでございます。第3条でございます。

第3条に係る地方税法を法といたします。

それから、第2項でございますが、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額につきまして、第5条でございます。

第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯に定めるものとします。ここに第9条の6を追加するものでございます。

次号の第3号につきましても、第9条の6を追加いたします。

それから、(2)及び(3)は省略いたしまして、第9条の3、第2条の第3項の所得割額につきましては、0.2%を乗じて算定するものでございます。

ここに軽減前税割額としまして、第9条の4としまして、被保険者均等割額としまして1,053円とします。

それから、18歳以上の被保険者の均等割額としまして、1人につき66円といたします。

それから、子育て支援額の世帯別平等割でございます。9ページをお願いいたします。

世帯別の平等割につきましては、(1)特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯につきましては、1世帯当たり1,045円、(2)の特定世帯につきましては522円、(3)特定継続世帯783円となります。

それから、国民健康保険税の減額としまして、医療分の限度額として67万円と上限を定めます。並びに子ども・子育て納付金課税額からキからケまでに掲げる額、子ども・子育てに係る金額として、税額として3万円を超える場合には、3万円を上限額として、その合算額とします。

それから、10ページをお願いいたします。

低所得者の方への負担軽減についてです。

こちらにつきましては、まず、43万円の当該所得者の数から10万1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を超えない世帯に係る納税義務者として7割軽減となります。

11ページをお願いいたします。

11ページ、キでございますが、7割軽減額としまして、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金の被保険者の均等割額として、被保険者1人につき737円、それから、18歳以上の被保険者1人につき46円といたします。

それから、12ページをお願いいたします。

国民健康保険の世帯別平等割額につきまして、ア、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯につきましては731円、特定世帯につきましては365円、特定継続世帯が548円となります。

続きまして(2)5割軽減世帯となります。こちらにつきましては、43万円プラスで31万円加算した額を超えない世帯の納税義務者でございます。

こちらにつきましては、13ページをお願いいたします。

	<p>5割継続世帯の均等割額でございます。</p> <p>キの欄でございますが、被保険者1人につき526円、それからクの、18歳以上の被保険者1人につき33円、それから、子ども納付金の世帯別平等割額につきましては、ア、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯としまして522円、特定世帯261円、特定継続世帯につきまして391円を減額とします。</p> <p>それから、(3)の2割軽減となります。</p> <p>こちらにつきましては、2割軽減世帯につきましては、57万円を加算した金額を、10万円を乗じて57万円を加算した金額を超えない世帯に対する納税義務者となります。</p> <p>子育て世帯の納付金につきましては、15ページをお願いいたします。</p> <p>15ページのキでございます。</p> <p>国民健康保険の被保険者の納付金の被保険者1人当たり、2割軽減、1人につきまして210円、それから、18歳以上の被保険者につきましては13円、それから、世帯割額としまして、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯としまして209円、特定世帯が104円、特定継続世帯が156円を減額といたします。</p> <p>それから、2項としまして、国民健康保険税の納税義務者に係る6歳に達する未就学児の介護納付金につきまして、16ページの(3)をお願いいたします。</p> <p>こちらにつきましては、アが7割軽減としまして、世帯当たりが158円、それから5割軽減としまして263円、2割軽減としまして421円を減額します。一般世帯につきましては526円の減となります。</p> <p>17ページをお願いいたします。</p> <p>17ページにつきましては、18歳以上の被保険者の額からそれぞれ減じた額で、こちらにつきましては、24条の30の6に定める内容ございまして、出産前の妊婦の前月から4カ月、それから、これが単体ですが、多胎児につきましては、出産月の3カ月前から出産後6カ月まで、等の出産時の状況によって保険税の免除がされることになっております。</p> <p>子ども・子育て支援納付金につきましても、このような出産前後の妊婦について国民健康保険税の納税の免除がされます。</p> <p>(7)所得割額、(8)均等割額、(9)18歳以上の均等割額については、すべて妊婦につきまして免除がされるようになっております。</p> <p>それに併せまして、保険税の18歳未満の課税算定するものにつきましては、全員で、18歳以上の方で割り崩して負担をすることになります。</p> <p>26ページをお願いいたします。</p> <p>附則、施行期日、1、この条例は、令和8年4月1日から施行します。</p> <p>適用区分、2、この条例による改正後の東峰村国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度までの国民健康保険税については、なお、従前の例によります。以上でございます。</p>
議 長	<p>補足説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑、討論、採決を行います。</p> <p>承認第2号「専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)」の質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>3番 佐々木孝議員</p>
3 番	<p>今、ある程度詳しく説明をいただいたんですけども、簡潔に言うと、子ども支援法ですかね、これが変わったので国民健康保険税が変わるんだということだと思いますけど、もう少し分かりやすくですね、簡単にというか、説明をいただくと分かりやすく</p>

	なるんですが、いかがでしょうか。
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>議員さんおっしゃるとおり、今回の国民健康保険税の大きな部分としまして、子ども・子育て支援法の改正に伴い、さまざまな児童手当拡充ですとか、関連する子ども・子育てに関する事業の財源として、この健康保険から子ども・子育て支援納付金というものを徴収させていただき、事業の充実を図っていくものでございます。</p> <p>それにつきましては、18歳以上の方から高齢者の方まで、全世帯を通して、国民全体をもって子ども・子育ての支援をしていこうというものでございます。</p> <p>今回は税額の引き上げとして、医療分が、前年が66万円だったのが67万円になります。それから、限度額の引き上げでございます。</p> <p>それから、子ども・子育て支援限度額というのが新たに創設されました。子ども・子育て支援金というのが創設されまして、そちらも限度額としまして、3万円というふうな金額になります。</p> <p>後期とか介護分につきましては、今年度につきましては、変更はございません。</p> <p>それから、低所得者に関する減税措置に関しまして、基準額の見直しを行いまして、5割軽減を昨年度の30万5千円から31万、2割軽減としまして56万円を57万円として、基準額の見直しをしているところでございます。</p> <p>十分こういった子育て支援金を新たに創設はしましたけれども、低所得者の方につきましてきちんと配慮を、負担のないような形でこの税の仕組みを作っていくというふうな形になるところでございます。</p>
議 長	3番 佐々木孝議員
3 番	<p>ある程度分かりました。</p> <p>結局、子どもの支援というか、医療費無償とか。それから子ども支援金とか、するための財源に充てるための全体的な上げだというふうに解釈していいんでしょうか。はい。</p> <p>そういったことについてですね、村民の皆様にもこういったお知らせはするんでしょうか。するなら、どういうふうにするのか、教えてください。</p>
議 長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>国民健康保険の手続き等に際しまして、こういった子育て支援金の事業のご案内を、その都度させていただくところになっています。</p> <p>それと併せまして、後期高齢者医療の手続き等の際にも、併せてこういった制度についてご説明をして、新たにこういった保険料を上乗せさせていただきますということで、ご理解を得ていくところでございます。</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第2号「専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり承認することに決定されました。</p>
日程第6	

議 長	<p>日程第6 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」 補足説明を担当課長に求めます。 住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>27ページをお願いいたします。 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。 令和8年4月17日提出、東峰村長名でございます。 28ページをお願いいたします。 東峰村専決第3号、専決処分書。 地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村税条例の一部を改正する条例を専決処分する。 令和8年3月31日、東峰村長名でございます。 理由としまして、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い所要の措置を講ずるため、東峰村税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をするものでございます。 30ページをお願いいたします。 東峰村税条例新旧対照表でございます。左側の改正案をご覧ください。 まず、18条の3、納税証明事項でございます。 こちらにつきましては、環境割税の廃止に伴い、種別割としていたものにつきまして、軽自動車税として置き換えられます。こちらの滞納事項等につきまして、軽自動車税の名称となります。 それから、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金につきまして、第9条でございますが、こちらにつきましても環境割税の廃止に伴いまして、関連の81条の6の第1項の削除を行います。 それから、31ページをお願いいたします。 こちらにつきましては、延滞金を加算して納付書によって納付するとしておりますが、その(2)につきまして、併せまして第81条の6第1項の申告書を削除いたします。 それから、(3)の、併せまして、同じく第81条の6第1項の申告書を削除いたします。 それから、第33条をご覧ください。これは、特定大株主配当等の特定配当者等の追加ということでございます。 こちらにつきましては、「次項並びに」というところを削除しまして、特定配当につきまして、以下に上げる内容になります。 それから、34条の7でございますが、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正でございます。 こちらにつきましては、新たに読み替えとして314条の7の第11項となります。 それから、村民税の申告としまして、項ずれの36条の2としまして、項ずれの反映をさせていただくところでございますが、33ページをご覧ください。 項ずれの修正としまして、上から5行目の、並びに第36条の3の3第1項及び第2項、第4項において同じでございます。</p>

それから、第36条の3の2でございますが、個人の住民税に係る給与所得者の扶養親族等の申告書につきましても、項ずれの反映をさせていただいているところでございます。

それから、35ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、個人の住民税に係る公的年金等の受給者の扶養義務者、扶養親族等の申告書としまして、範囲の見直しがあっております。書きぶりもこのように、「次に掲げる者は」から「村長に提出しなければならない」というふうに記載が改められ、その(1)から、次の(4)までの記載内容といたします。申告書の内容がこのようになっているところでございます。

それから、38ページをお願いいたします。

固定資産税の免税点につきまして、第63条でございますが、同一の者に対して、その所有に係る土地、家屋又は償却資産に課する固定資産税の課税標準となるべき額が、土地又は家屋にあつてはというところが、前年が土地にあつては30万、家屋にあつては20万となっていたところを、土地又は家屋にあつては、いずれも30万といたします。

それから、償却資産にあつては、前年度が150万に満たない場合においてとしていたところを、今年度につきましては、180万に満たない場合においてというところ、変更となっております。こちらにつきましては、令和9年からの改正となっております。

それから、第80条でございます。こちらにつきましては、軽自動車税の納税義務者となりますが、環境性能割の廃止に伴いまして、右側の80条の、3輪以上の軽自動車に対してというところから環境性能割によってという部分を外しまして、軽自動車税の軽自動車等に対し、その所有者に課するというふうになっております。変更をしています。

それから、併せまして第2項ですが、そちらにつきましても種別割が軽自動車税に置き換わりましたということと、併せて、当該自動車等の使用者に軽自動車税を課するといたします。

それから、軽自動車税のみならず課税としましては、こちらも環境性能割の廃止に伴う改正でございます。それに関する文言を削除しています。第2項も同様でございます。

それから、81条の3から5までを環境性能割の廃止に伴いまして削除しています。

それから、42ページをお願いいたします。

第82条です。軽自動車税につきまして、こちらも種別割としていたところを軽自動車税と置き換えています。以後、83条の部分から83条の第2項、85条、それから87条につきまして、それぞれ軽自動車環境種別割としていたものを軽自動車税に置き換えます。

それから、様式の第33号の4の2の様式とされていたものが、この関連から第33号の4様式となっております。それから、併せて第2項も同様の置き換えをいたします。

43ページにつきましても同様に、種別割であるとか、そういった関連の様式等の置き換えを行っております。

第4項につきましては、種別割を軽自動車税に置き換えております。第88条につきましても同じ置き換えになります。89条につきましても種別割を軽自動車税に置き換えます。第2項につきましても同様に置き換えをいたします。第3項も同様です。

第90条も同様の置き換えになります。第90条の2項についても種別割を軽自動車税に名称変更いたします。

それから、45ページをお願いいたします。

45ページの第4項につきましても種別割を軽自動車税に置き換えます。第5項につきましても同様でございます。

第91条も種別割を軽自動車税のほうに置き換えまして、それから、すみません前後しますが、第80条第2項のただし書きのところを、項置き換えにつきまして、第2項、第3項だったのを第2項に置き換えいたします。

併せて項の変更により、修正により、第3項だったのを第80の第2項としています。それから、併せて、また種別割を軽自動車税といたします。

それから、文言の置き換えとして7番の、7項としまして、「若しくは」を「又は」というふうに置き換えさせていただいております。最後も種別割を軽自動車税というふうに置き換えいたします。

75ページをお願いいたします。

附則、施行期日でございます。

第1条、この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第36条の2第1項、第36条の3の第3の2、第1項第2号及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条及び附則第7条の3の2第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定、令和9年1月1日。

(2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定、令和9年4月1日。

(3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定、令和10年1月1日。

(4) 附則第7条の4の改正規定、令和10年1月、申し訳ございません。1月1日としなければいけないところを、1日の日の字が抜けておりましたので、こちらに追加でご記入をお願いしたいと思います。大変申し訳ございません。

村民税に関する経過措置といたしまして、第2条、この条例による改正後の村税条例第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる施行の日以後に支払いを受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払いを受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の村税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

第2項、前条第1号に掲げる規定による改正後の村税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、村民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律第7条の規定による改正後の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住家屋若しくは既存住宅若しくは増改築をした家屋又は同条第6項に規定する認定住宅等を同条第1項の定めるところにより、その者の居住の用に供する場合、77ページをお願いします。について適用し、村民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は同条第10項に規定する認定住宅等を同条第1項の定めるところにより、その者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

第3項、前条第4号に掲げる規定による改正後の村税条例附則第7条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

第4項、新条例附則第17条の2第4項の規定は、村民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

第5項、新条例附則第9条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の村民税について適用する。

	<p>固定資産税に関する経過措置としまして、第3条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>第2項、新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分まで固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>第3項、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>第4項、平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</p> <p>軽自動車税に関する経過措置としまして第4条、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。</p> <p>第2項、この条例の施行日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。</p> <p>第3項、令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p> <p>村税条例等の一部を改正する条例の一部改正、第5条、村税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第6条中の種別割を削る。以上でございます。</p>
議長	<p>補足説明が終わりました。</p> <p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>8番 佐々木紀嘉議員</p>
8番	<p>今、課長のほうから条例の改正の説明はしてもらったんですが、2、3点お尋ねをしたいんですが、まず、この提案理由のほうには村条例の、別紙のように改正するしかありません。先の、前のやつは、子ども何とか税法が改正になったので改正をするという理由があったんですが、これについては村条例を訂正するだけしか書いてないんですが、そこ辺は何かあるんですか。</p>
議長	<p>住民福祉課長</p>
住民福祉課長	<p>28ページをご覧ください。お願いいたします。</p> <p>こちらの28ページの理由のところに記載をしておりますが、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び、関連のこういった地方税法の改正に伴い村の税を改正しなくてはいけなくなったということが理由として上げております。</p>
議長	<p>8番 佐々木紀嘉議員</p>
8番	<p>今言われたように、地方税法とか軽自動車については、法改正とかで、私たちもこの村条例の改正概要版を貰っておりますので少しは理解をするんですが、やはり地方税とか軽自動車の云々とか、軽自動車のところについては取得税が廃止になったとか、そういうふうな説明を聞いたんですが、もうちょっと何か、この条例についてはこういうことで改正になってこういうふうになりますというのを、付け加えられたら付け加えてもらったらですね、非常に分かりやすく村の条例が変わったということが分かるんですが、今のままでは、どのところにどんなふうに条例が変わったかというのは、ちょっと</p>

	<p>読み解くのに苦労してるんですが。</p> <p>これをまた今からやると、ちょっと時間がかかりますので、何かのときにそんなふう に詳しく書いたやつでも出してもらえれば、もっと村の条例がこんなふう変わったん だということが分かるんじゃないかと思いますが。</p>
議 長	村長
村 長	<p>条例改正におきましては、基本的には地方税法という上の、国の法律でございますが、 法律が変わったことにより文言の整理や条項の適用がずれたりとかですね、そういった 部分の改正が、村税条例については主なものになっております。</p> <p>特に、軽自動車等の税額の改正はあってないんですけど、環境性能割という部分が廃 止をされた。その分によって種別割が軽自動車税という文言にされた。</p> <p>これについては、国の方針としては、いろんな経済活性化の中で負担軽減を図るとい う目的の中で、地方税法がですね、変更されたものに伴う条例の改正ということで、条 例の改正だけの文言を追うと非常に分かりにくいというのは、言われるとおりでと思っ ております。</p> <p>特に、もう上位の地方税法がどう変わったかという部分をですね、もっと分かりやす く、ほんと資料であれば2枚紙ぐらいで国のほうは示されているんですけど、そういつ た形での説明、今回については条例の改正ですので条例の分の説明をさせていただい たんですけど、やっぱりこれによってどういう形になるのか。</p> <p>例えば個人住民税については、やっぱり非課税のラインをちょっと上げて負担を軽減 するとかですね、そういったこともございます。先ほど言った土地と家屋の免税点もで すね、家屋の免税点20万から30万に上がるという部分については、当然非課税枠が 広がる。そういった軽減策について、主な部分については条例に載っているところもあ るし、上の地方税法ではっきり述べられている部分もございますので、やっぱりこの辺 りについても、どういうふうに変わりますというのを、やはり広報なり、6月に地方税 等もですね、固定資産税の納付書もございますので、そういった中にチラシ等はですね、 封入させていただきたいなというふうに思っております。以上です。</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第3号「専決処分の承認を求めることについて(専決第3号)」を、お諮りいた します。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、承認することに決定されました。</p>
休 憩	
議 長	<p>10時35分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時 分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時35分)</p>
日程第7	
議 長	<p>日程第7 議案第25号「普通財産の貸付けについて」を、議題といたします。</p>

	<p>補足説明を担当課長に求めます。 農林建設課長</p>
農林建設課長	<p>79ページをお願いします。 議案第25号「普通財産の貸付けについて」 下記により普通財産を貸付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。 令和8年4月17日提出、東峰村長名でございます。 貸付の目的、小石原地区や本村の活性化に資する地域の交流拠点として宿泊、グランピング、ドッグラン、ペット関連複合施設、レストランなどの運営をするため。 2、貸付物件、まず建物でございます。 建物名称、旧小石原小学校、所在、東峰村大字小石原868番地1、構造、鉄筋コンクリート造2階建、延床面積2,130.46㎡、備考、付帯施設・設備を含む。 続いて、土地でございます。 所在、東峰村大字小石原868番地1、地目、その他、面積15,925㎡、備考、全体100,933㎡の一部。 3、貸付の相手方、東京都渋谷区桜丘町3番2号、渋谷サクラステージ SAKURA タワー、サスティナブルホールディングス株式会社 代表取締役 茂木健太。 4、貸付期間、引渡日から令和13年3月31日。 5、貸付料、引渡日から3年間は毎月5万円を減免し月額10万円、それ以降は月額15万円。 これにつきましては、旧小石原小学校の利活用としまして、公募で決定しましたサスティナブルホールディングス株式会社と貸付契約を結ぶもので、貸付けの範囲としましては、校舎とグラウンドが貸付けの範囲となっております。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑、討論、採決を行います。 議案第25号「普通財産の貸付けについて」 質疑を行います。 質疑はありませんか。 6番 高橋弘展議員</p>
6番	<p>今回の貸付けについては、手続きに則って行われているものかと思います。 しかしながら、前回貸し付けた事業者については、突然の破産手続きということになっていたかと思います。村長のほうも報道等でも寝耳に水だったということで、そういった部分の状況を知る由がなかった旨も述べられていたかと思います。 この2年間、いろんな協議、検討を行ってこられたかと思います。前回何が課題であってそのような事態になったのか、そういった部分がいかに検討、反省をされてですね、今回のこの契約に繋がっているかというところ、いま一度ご説明をいただいてもよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>前回の部分につきましては、3年間家賃0という形で行っていた中で、やっぱり財務状況とか、そういう経営状況の確認をする条項もなかったという部分、それで実際にやれていなかったという部分が一番の反省、質問に対しての答えとしては、反省点であったかなというふうに思っております。 ちょっと家賃の滞納とかですね、そういった部分があったら、やっぱりすぐそういう聞き取り等を行える部分もあったんですが、家賃を3年間免除していたというところも反省点でございました。 今回にあたりましては、初年度というか、最初からですね、減免という形で行います</p>

	<p>が、家賃の徴収を行う。その分できちんと滞りなく払われるという部分が一つの担保であると思っております。</p> <p>もう一つは、契約の条項の中に、毎年度、年度末の状況において、利用者の状況また財務の状況等もですね、報告の義務を課するというので、村としてもしっかり確認をしながら、一緒にですね、やっぱりなんですかね、縛るというよりは、やっぱりそういうのを一緒に考えながらより良くしていく、そういった取り組みをですね、村としてもさまざまな形態の中でやっていく、そういう形で契約を行いたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>2点目なんですけれども、先日の全員協議会の折にもあったんですけれども、今回のサステナブルホールディングスさんのほうは、この本村において事業所登録は、当初のところ行わないという説明がございました。</p> <p>今回の貸付の目的でも小石原地区や本村の活性化に資するというので、交流拠点として行っていくのが第一義的な目的ではあると思います。</p> <p>しかしながら、施設に関しては4億円ほどの公金を投入して造っている施設でもございます。やはり村の財政にも寄与するべき、税としてですね、していく部分も感情的にはあるかなと思います。</p> <p>今後事業者とそういった部分をもう少し話し合っていくのか、さらには事業者を応援していくという意味でも事業者登録していると、例えば雇用促進の助成金であったり本村にもあります。あとスキルアップの補助金であったり、いろいろ応援する仕組みというものもあるかと思えます。</p> <p>そういったところを思うと、やはり事業者登録をして、お互いに成長していける関係性というのが必要かなと思いますが、その点の方向性について、お尋ねをいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>議員さん言われるとおりだというふうに思っております。</p> <p>サステナブルさんと実際に協議をさせていただいたときに、村への貢献度等の話とかですね、雑談レベルではやったり、ドッグランの形についても、今、プールがあったところ、そこについてはまだ活用の方針がない。そういった部分についても、やっぱりどういう形でしていくのかとか、そういう部分をキックオフとしては行いました。</p> <p>その分について、定期的な協議の中でですね、そういった部分も踏まえた中で、やっぱり村としても要望ではないですけど、より良くしていくために、一緒に考えるという場はですね、必要だというふうに思っております。以上です。</p>
議長	6番 高橋弘展議員
6番	<p>先ほどの事業所が難しいのであれば、可能であれば協定という形で、お互いにどういうふうなことを手を取り合ってやっていけるのか。契約書の中でも防災協定の締結という項目は、していくという流れはあるかと思えます。それ以外にも振興等についても可能性があるのかなと思います。</p> <p>最後に、管理エリアの部分についてだけ、最後にお尋ねをしたいと思います。</p> <p>今回、契約書の案についてはご提示いただいているんですけども、この色塗りしていない部分に関しての管理をどういうふうにしていくのかについて、少しお尋ねをしておきたいと思えます。</p> <p>全員協議会でご提示いただいた図面において、例えば学校に上って行く坂道の両サイドであったり、この施設に入るまでの動線あたりというのが、この管理エリアに含まれていなかったりがあります。</p> <p>ごめんなさい、あんまりここで言うと、なんか重箱の隅をつついてしまうんですけども、備考で、全体が約10万平米の一部という記載があるんですけども、管理エリア</p>

	<p>が15,925しかないです。</p> <p>この右下の所在地のエリアと、たぶんこの前面のエリアがですね、ほぼ同等のはずなんですけど、ちょっと面積のサイズ感というか、割合がどうも合っていないような気がして。</p> <p>ちょっとこの記載が間違いであればご指摘をいただきたいという部分と、先ほど申し上げた施設までの動線であったり、この管理エリアに含まれない部分の植栽等、特に草だらけになってるという部分が、今は管理があまりされていない状況なので目立つ部分もあります。それについて、最後お尋ねをいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>土地については、地番単位で書いているという部分で、この868番地1、学校を見て、校庭があつて、校庭の奥のすごい山とかですね、あの辺りもすべて同じ地番になっておりますので、面積としてはすごく広大な面積になっております。</p> <p>その中からちょっと測量というか、測ったうえにおいて、今色が付いてる部分ですね、これが15,925という形になっております。</p> <p>導入の道等については、基本的には村のほうの管理という形にはなるというふうに思っております。それは、これまで従前のおりという形でご理解いただきたいと思ます。</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>ご意見はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第25号「普通財産の貸付けについて」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
閉会	
議長	<p>以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>村長よりあいさつの申し出があつております。これを許可いたします。</p> <p>村長</p>
村長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。</p> <p>本日、令和8年第3回東峰村議会臨時会を開催し、議員皆様の慎重審議をいただき、執行部より提案いたしましたすべての議案等について、原案どおりご可決いただきましたことを、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>議案審議の中でいただきました貴重なご意見等につきましては、今後の行政運営にしっかり生かしていただく所存でございます。</p> <p>さて、村議会議員の皆様には4年間、村政の円滑な遂行のために車の両輪として、村民の皆様のためにご尽力いただきましたことを、心より感謝を申し上げます。</p> <p>今期を持って退任されます議員各位におかれましては、長きにわたりご活躍をいただきましたことを、改めまして感謝を申し上げますとともに、これからも地域の元気づくりを盛り上げていただきますようによろしく願いいたします。</p> <p>来週には選挙となります。挑戦されます皆様のご検討をお祈りするとともに、どのような形であれ村のため、地域のために、今後ともお力を尽くしていただきますようお願い</p>

	<p>いを申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。本日は、どうもお疲れ様でございました。</p>
議 長	<p>これもちまして、令和8年第3回東峰村議会臨時会を閉会いたします。 (10時 分)</p>
	<p>上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p>議 長</p> <p>議 員</p> <p>議 員</p>